

令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

第54号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市夜間急患センター)

目次

	ページ
1 施設の概要	1～2
2 指定管理者候補者の概要	3
3 指定の期間	3
4 指定管理者候補者の選定について	3～4

【参考】

(1) 事業計画書概要	5～6
(2) 仕様書	7～14

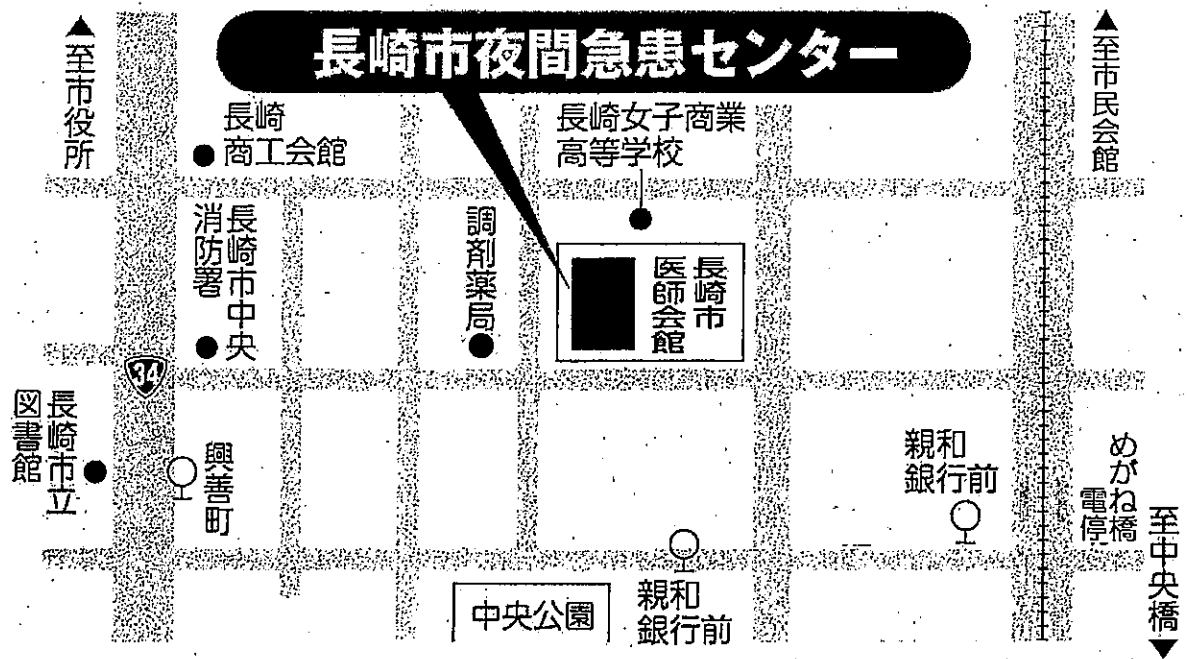
市民健康部

令和2年2月

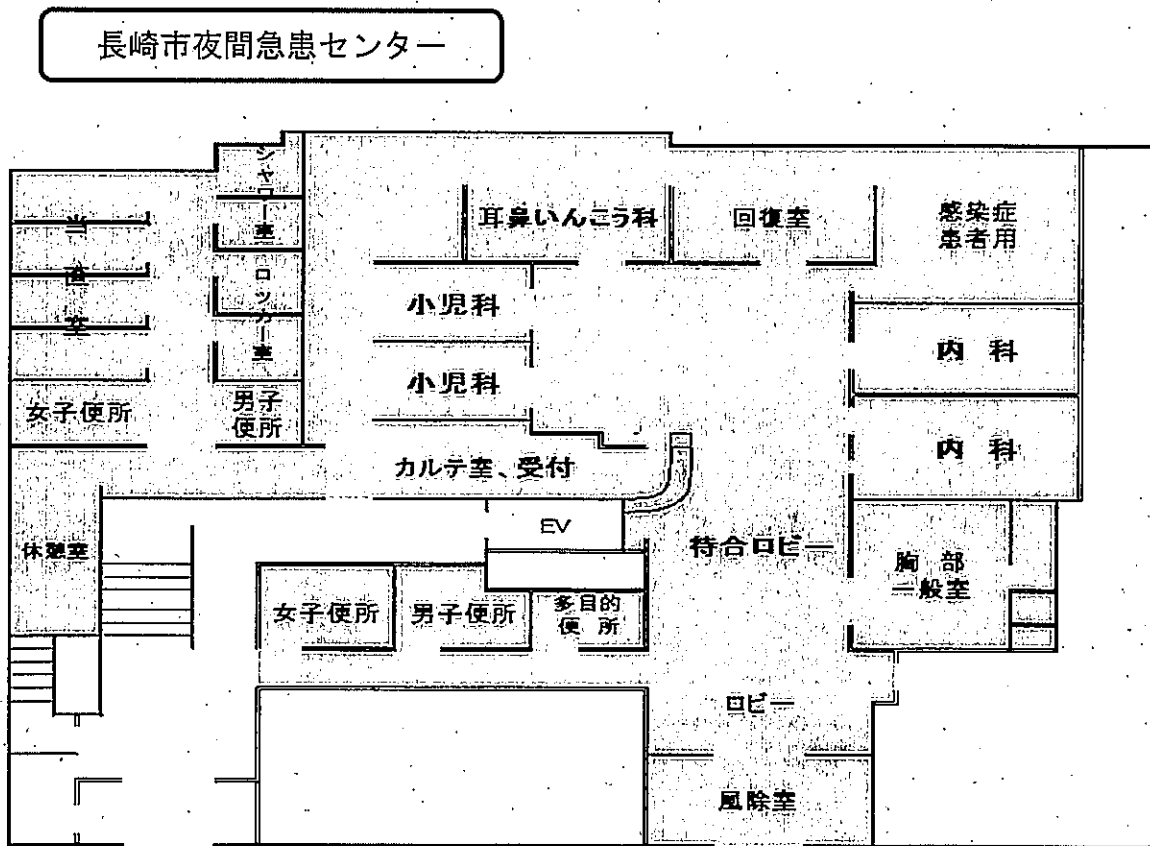


1 施設の概要

(1) 位置図



(2) 平面図



※間取図であり、縮尺は正確ではない。

- (3) 名称 長崎市夜間急患センター
 (4) 所在地 長崎市栄町2番22号 長崎市医師会館1階
 (5) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上8階建ての1階部分
 (6) 設置年月日 平成14年4月1日
 (7) 設置目的 夜間等において、救急の医療を必要とする者に対し、年間を通して初期救急医療の提供を行うため
 (8) 主な施設内容

延床面積		専用面積 402.74 m ² 、共用面積 106.94 m ²
施設 内容	専用	診療室、待合ロビー、受付及びカルテ室、当直室、休憩室、シャワー室、専用トイレ
	共用	廊下、トイレ、駐車場

(9) 診療日、診療科目及び診療時間

診療科目	診療日	診療時間
内科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前0時まで
	年末年始	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前0時まで
小児科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前7時まで
	年末年始	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前7時まで
耳鼻いんこう科	平日	午後8時から翌日の午前0時まで
1 「平日」とは、休日及び12月31日から1月3日までの日を除く日をいう。 2 「休日」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）をいう。 3 「年末年始」とは、12月31日から1月3日までの日をいう。		

(10) 利用者数等の推移

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
患者数	13,313	13,772	13,643	13,562	12,354
1日平均	36.5	37.6	37.4	37.2	33.8

イ 指定管理委託料の推移

(千円)

年 度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
金 額	151,181	203,658	203,629	209,362	211,798

ウ 収入の推移

(千円)

年 度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	113,644	125,289	124,835	126,748	113,664

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 一般社団法人 長崎市医師会
- (2) 所在地 長崎市栄町2番22号
- (3) 代表者 会長 小森 清和
- (4) 設立年月日 昭和23年1月20日
- (5) 主な事業
 - ア 医道の高揚に関する事業
 - イ 医学、医術の振興に関する事業
 - ウ 医学教育の向上に関する事業
 - エ 看護師その他医療従事者の養成に関する事業 など

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定について

- (1) 選定方法 非公募
- (2) 選定理由

次の理由により、長崎市医師会が引き続き夜間急患センターを適切に運営できる唯一の事業者であると考えます。

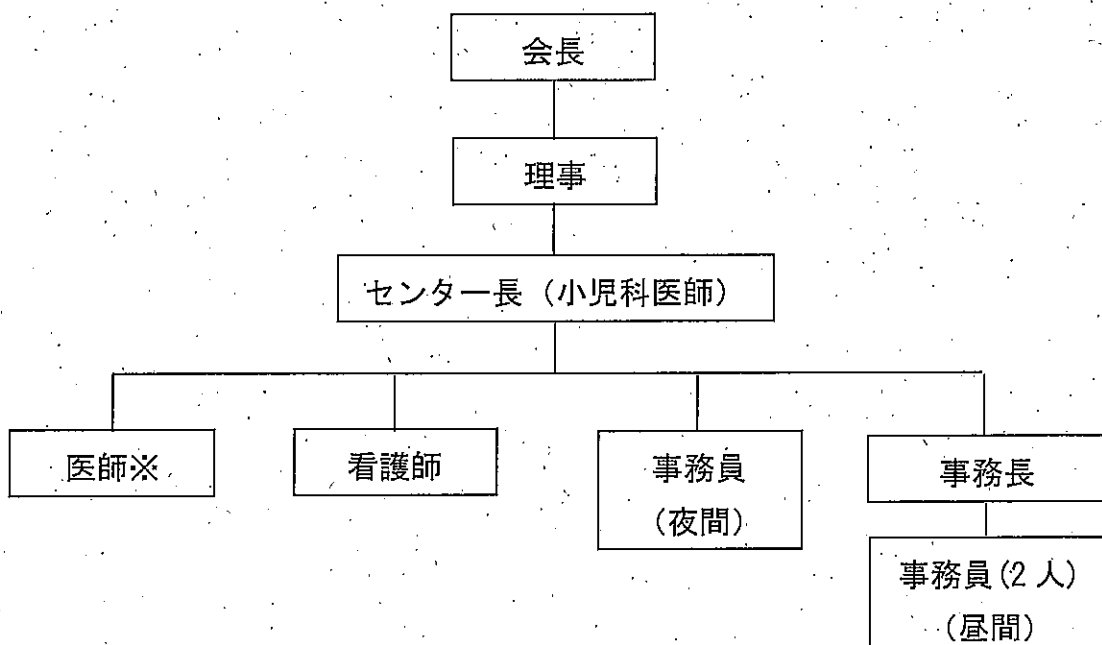
- ア 長崎市医師会は、人員確保が困難な夜間及び年末年始における診療にあたるための医師等を会員の当番等により年間を通して確保することができる。
- イ 長崎市医師会は、勤務医や長崎大学病院の医師等との連携により、医療従事者を安定的に確保することができる。
- ウ 特に患者数が多く、翌朝まで診療を行う小児科については、長崎市医師会の会員である小児科開業医の協力が不可欠である。
- エ 夜間急患センターは、長崎市医師会館の一部を長崎市が購入して設置しており、長崎市医師会の一体的な施設管理により経費削減が期待される。

(3) 業務内容

- ア 救急の医療を必要とする者への応急の医療に関する業務
- イ 夜間急患センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 夜間急患センターの使用料等の徴収に関する業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(4) 管理運営体制

※夜間急患センターのみ



※医師については、開業医や市内医療機関の勤務医等に依頼している。

(5) 指定管理委託料予定額

ア 長崎市夜間急患センター (指定管理委託料予定額)

(単位：千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
218,465	218,397	218,178	218,519	218,253	1,091,812

イ 指定管理委託料予定額の内訳 (年間運営経費)

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
人件費	183,106	183,038	182,819	183,160	182,894	915,017
光熱水費	2,701	2,701	2,701	2,701	2,701	13,505
管理費	27,316	27,316	27,316	27,316	27,316	136,580
修繕料	400	400	400	400	400	2,000
医薬材料費	4,942	4,942	4,942	4,942	4,942	24,710
合計	218,465	218,397	218,178	218,519	218,253	1,091,812

【参考】

(1) 事業計画書概要

施設名	長崎市夜間急患センター		
団体名	一般社団法人長崎市医師会		
代表者名	会長 小森 清和		
所在地	長崎市栄町2番22号	電話番号	820-8699
E-mail		FAX番号	818-5623
現在運営している施設	所在地	主な業務内容	運営期間
長崎市医師会医療センター診療所	同上	原爆検診、事業所・職場検診、住民健診等	自 S37年4月 至 年月
長崎市医師会看護専門学校	同上	広く社会に貢献できる看護師を育成	自 S38年4月 至 年月
長崎市医師会保健福祉センター	同上	各種福祉業務およびサービスを提供	自 H5年10月 至 年月
長崎市夜間急患センター	同上	夜間等の一次救急医療	自 H14年4月 至 年月
まちななかラウンジ	江戸町	医療・介護・福祉の総合相談支援	自 H23年4月 至 年月

事業計画

【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

長崎市夜間急患センターは、市民の初期救急医療を確保し、救急医療体制の充実・救命率の向上を図り、もって市民に対するサービス向上を目指して実施する。

【施設の管理について】

1 職員の配置及び採用について

		医師	看護師	事務	総数
平日	昼間	-	-	3	3
	準夜	3	4	2	9
	深夜	1	1	1	3
土・日・祝日	準夜	2	4	2	8
	深夜	1	1	1	3
年末年始	昼間	3	6	4	13
	準夜	3	5	3	11
	深夜	2	2	2	6

※医師については、医師会の会員、大学医局の医師及び市内病院の勤務医が交替で診療にあたる。

※上記職員の配置については、長崎市と協議の上変更する場合がある。

指揮命令系統

会長→理事会→担当理事→事業運営委員会→事務局長→長崎市夜間急患センター
採用については、欠員になり次第、随時採用している。

2 経理について

長崎市夜間急患センター運営受託に係る経理については、長崎市医師会が処理する。

【施設の運営について】

利用者等の要望の把握及び実現策について

受付にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望等を把握し運営委員会で検討・対処する。

【個人情報の保護の措置について】

長崎市医師会が規定する個人情報保護方針に則り実施する。

【緊急時の対応について】

防犯については、監視カメラ等で確認し、緊急時の対策としては、緊急通報ボタンが警備室に連動、ともに警備員が対応する。防災については、長崎市医師会が作成している消防計画及び事業継続計画に則り対応する。

【施設の維持管理について】

1 施設の保守点検、補修計画及び清掃等について

保守点検については、業者に委託して実施する。
清掃については、業者に委託して実施する。

2 警備・保安対策について

本施設の維持管理については、業者委託し警備員を配して実施する。

【参考】

(2) 長崎市夜間急患センター指定管理者業務仕様書

長崎市夜間急患センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、夜間急患センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 名称 長崎市夜間急患センター
- (2) 所在地 長崎市栄町2番22号（長崎市医師会館1階）
- (3) 建物規模 専用面積：402.74㎡（診療室、待合ロビー、受付及びカルテ室、当直室、休憩室、シャワー室、専用トイレ）
共用面積：106.94㎡（廊下、トイレ、駐車場）

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

4 診療科目及び診療日時等

夜間急患センターの診療科目、診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、診療日及び診療時間を変更することができる。

診療科目	診療日	診療時間
内科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前0時まで
	年末年始	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前0時まで
小児科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前7時まで
	年末年始	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前7時まで
耳鼻いんこう科	平日	午後8時から翌日の午前0時まで
備考	1 「平日」とは、休日及び12月31日から1月3日までの日を除く日をいう。 2 「休日」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）をいう。 3 「年末年始」とは、12月31日から1月3日までの日をいう。	

5 職員の配置等について

関係法令を遵守し、適正な労働条件のもと、業務実態にあった体制を確立するとともに、施設管理や運営に的確な対応ができる職員の確保及び配置を行うこと。

- (1) 医師、看護師などの医療従事職員については、必ず、当該有資格職員を配置することとし、診療日、診療科目、診療時間などを考慮し、遺漏のない配置に努めること。
- (2) 必要な知識・経験を有する事務長1人を配置すること。事務職員の配置については、窓口での受付事務、歳入徴収に係る事務など夜間急患センターに係る事務に支障が出ない配置に努めること。
- (3) 医療従事職員及び事務職員について、白衣、制服等を着用すること。なお、その際医師会職員は医師会の制服を、その他事務職員については統一した事務服を着用すること。
- (4) 医療従事職員及び事務職員について、年1回以上の健康診断を受診させること。ただし、他の医療機関等において必要な健康診断を受診しているものについてはこの限りではない。

6 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 救急の医療を必要とする者への応急の医療に関する業務

ア 救急の医療を必要とする者への診療に関する業務（以下「診療業務」という。）

(ア) 診療業務にあたっては、医療関係法令の定めるところに従い、市民の医療の確保に努めるものとする。

イ 診療業務に必要な諸材料品等の購入に係る一切の業務（以下「物品購入業務」という。）

(ア) 物品購入業務にあたっては、不要不急の物品の購入を慎み、効率的で、かつ経済性を考慮に入れながら行うものとする。

(イ) 物品購入業務にあたっては、次の項目に留意し、薬剤等に不足等生じないように努めること。

a 購入にあたっての帳票関係は、指定管理者の機関内で使用する帳票等とする。

b 購入にあたっては、競争性を考慮に入れ、業者等が固定しないよう心掛けること。

c 材料品等の払い出しや在庫管理は、指定管理者の機関内で使用する帳票等により、適切に行うこと。

(2) 夜間急患センターの施設及び設備の維持管理に関する業務（以下「維持管理業務」という。）

ア 維持管理業務にあたっては、夜間急患センター施設及び設備を常に善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

イ アの維持管理は、次の項目に定めるところにより行うものとする。

(ア) 保安管理上の留意事項について

a 夜間急患センター開館時

(a) 受付時間の開始前に、診療所の玄関を開錠すること。

(b) 夜間急患センター内外の必要な箇所の点灯を行うこと。

b 診療所閉館時

(a) 各室内の照明の消灯を確認すること。

(b) 機械器具等のスイッチが切られているかを確認すること。

(c) たばこ等の火気がないかを確認すること。

(d) 夜間急患センター内の各室の戸締りを確認すること。

(e) 夜間急患センターの玄関を閉錠すること。

c その他の時間帯

(a) 所定の場所以外での喫煙、その他火気の使用を厳禁すること。

(b) 紙屑、塵芥等は、必ず所定の容器に捨てるよう指導すること。

(c) 緊急時等への対応策を講じ、連絡体制を密にすること。

(d) その他夜間急患センターの施設に関わる事項については、長崎市の指示に従うこと。

d その他

(a) 施設管理（警備）日誌を備えること。

(b) 緊急を要する事項及び施設の運営等で疑義が生じたときは、その都度長崎市に連絡し、その指示に従うこと。

(イ) 清掃業務

夜間急患センターを衛生的に保つために毎日清掃を行うこと。また、定期的にワックス塗布等のメンテナンスを行うこと。

(ウ) 警備業務

夜間急患センターの安全管理に必要な警備体制を整えること。

(エ) 法定点検等

施設管理に伴う必要な法定点検を行うこと。また、医療機器類に関する必要な保守点検を行うこと。

(才) 施設及び設備の修繕

修繕料は、1件10万円(税込)未満を対象とし、長崎市が定める予算額以内で執行すること。なお、1件10万円(税込)以上の修繕の場合は、長崎市が自己の費用と責任において実施する。

ウ 夜間急患センター施設の維持管理に要する経費は、長崎市が負担するものとする。

(3) 夜間急患センターの使用料等の徴収に関する業務

ア 診療報酬に係る関係機関への請求に関する業務(以下「診療報酬請求業務」という。)

(ア) 診療報酬請求業務の処理にあたっては、関係法令等に従って行うものとする。

イ 歳入(使用料及び手数料)の徴収に関する業務(以下「歳入徴収業務」という。)

(ア) 歳入徴収業務の処理にあたっては、長崎市会計規則(昭和39年長崎市規則第21号)や関係法令の規定を遵守しなければならない。

(イ) 使用料又は手数料の収納にあたっては、歳入金徴収マニュアルにより処理するものとする。

(4) その他の業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

翌年度分の事業計画書及び収支予算書を毎年度9月末までに作成し、長崎市が指定する日までに提出すること。

イ 事業報告書の作成

(ア) 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を半期ごとに作成し、各期間終了後30日以内に、また、次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を作成し、毎会計年度終了後30日以内に、長崎市に提出すること。

a 本業務の実施に関する事項

b 夜間急患センターの利用状況に関する事項

c 使用料の収入実績及び管理経費等の収支状況等

d 利用者からの苦情とその対応状況

e 管理物件の修繕に関する事項

f a~eに掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(イ) 長崎市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は説明を求めることができる。

ウ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告

エ 職員研修

オ 利用者アンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上などの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により施設利用者の意見又は苦情等を聴取すること。

カ 利用者等からの苦情への対応

指定管理者は、アンケート等により利用者から寄せられた意見や苦情等について聴取を行い、その対応状況を記録するとともに、定期的に長崎市に報告すること。

(5) ア～カに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 医薬材料及び修繕料に係る委託料の精算

指定管理者は、医薬材料及び修繕に係る委託料について、実績報告書及び支出の内訳がわかる書類を会計年度終了後、30日以内に長崎市に提出すること。なお、精算した結果、残金が生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に返還しなければならない。

8 運営会議の開催

夜間急患センターを円滑に運営するために、運営に関する会議を年1回以上開催すること。

9 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりとする。

項目		長崎市	指定 管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○

施設設備等の 損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が10万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
使用許可の受付・交付事務		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
使用料の歳入		○	
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	

災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等	○	
災害復旧（本格復旧）	○	
火災保険（火災及び災害）		○
施設賠償責任保険	○	○ ※市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとする。

<本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとする。>

10 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければならない。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(2) 第三者への賠償

ア 長崎市は、本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償することとする。

イ 長崎市が、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(3) 保険の加入

本業務の実施にあたり、指定管理者は火災保険に加入すること。

11 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保する目的で、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施しているため、指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこと。

指定管理者が事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

12 備品の管理等

- (1) 指定管理者は、長崎市が所有する備品等を、適正に管理しなければならない。
- (2) 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等を故意又は過失により破損又は滅失したときは、長崎市との協議により、指定管理者の費用で当該物と同等以上の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- (3) (2)の規定により指定管理者が購入又は調達した備品等は、長崎市に帰属するものとする。

13 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の(1)～(5)に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規定・要綱等がない場合は、長崎市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、消防計画の策定、防火管理者を定めるものとする。
- (5) 市民の利便に資するため、診療時間等の変更が必要であると市長が認めるときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うこと。

14 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市及び指定管理者が協議し、決定することとする。